

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 3月22日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530800

研究課題名（和文） フランス第三共和政期の教員養成改革に関する基礎的研究

研究課題名（英文） A Basic Study on the Reform of Teacher Education in the early Third Republic in France

研究代表者

尾上 雅信（ONOUE MASANOBU）

岡山大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号：40177275

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、フランス第三共和政初期の教員養成改革について、その法制（法律・政令・省令等）の整理を行なうとともに、改革の立案推進主体の言説を分析し、その特質を明らかにすることにある。これにかかわる従来の研究は、初等師範学校の歴史と改革に関するもの、初等教員の任命（採用）改革にかかわるものに二分される。本研究では、これら二つの側面を統合的にとらえるとともに、改革の立案推進主体（とくに初等教育局長：F. ビュイッソン）の言説を分析することをめざした。その結果、推進主体の意図するところとして、初等師範学校の改革（とくに師範学校附属小学校での教育実習・教育実習生の演習の導入など）と任命制度の改革を統一的行なおうとしていたことが明らかとなった。この統合的な改革は、その後の第三共和政初等教員養成システムの基盤となったのである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to consider the reform of teacher education in the early Third Republic France, especially arranging the legislation (laws, décrets and aêtes) and analyzing the discourses of the authors of these bills. We can distinguish two categories in the studies on this reform, firstly studies on the reforms of écoles normales primaires , secondly historical studies on the reform of nomination of primary teachers. In this study, we intend to consider this reform unifying these two reforms and analyzing the authors of the original plan of this educational reform (especially Ferdinand Buisson). The results are as follows. We can find in the discourses of these authors, the intention to unify the reforms of écoles normales primaries (especially introduction of the exercises in the attached schools and conferences of pupil-teachers with professors of the écoles normales primaries) and the reform of the nomination system. This unity of reforms formed the system of teacher education in the Third Republic.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 1,100,000 | 330,000 | 1,430,000 |
| 2010年度 | 600,000 | 180,000 | 780,000 |
| 2011年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 総計 | 2,200,000 | 660,000 | 2,860,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：第三共和政、教員養成、ビュイッソン

1. 研究開始当初の背景

| (1) フランス教員養成の先行研究から

わが国におけるフランス教員養成に関する研究の蓄積は少ない。現今の改革については、古沢常雄らの共同研究「フランスの教員と教員養成に関する研究(平成13~15年度科研費報告書)」(2004年3月)によって端緒がつけられたところである。

(2) 教員養成の歴史研究から

歴史研究はさらに少なく、神山栄治の研究(教育史学会紀要第16集、1973年)以来、ごく少数であり、そのほとんどは第三共和政下で成立する師範学校体制までカバーするものではない。本研究は、こうした先行研究の間隙を埋めるだけでなく、上記の共同研究に続くであろう現状の改革紹介と分析を意図する研究のための基礎的情報を提供するに益するものである。

(3) フランス教育史研究から

また、フランス教育史研究においても教員養成を扱った研究は少ない。フランスでも、法制的な概説に留まるもの、個々の師範学校史、特定地域の師範学校及び教員の実態史などに留まっている。教員養成改革の立案・推進主体の改革意図、目指された教員の資質・能力の分析にまで踏み込んだ研究はなされていないのが、現状である。その点においても、本研究はフランスでも未開拓な新しい問題領域の開拓をめざすものである。

2. 研究の目的

研究全体の目的は、第三共和政期のフランスにおける教員養成改革の全体像の再構成をめざすことである。今日、教員養成(教師教育)改革もまた、アメリカ合衆国のそれをモデルに進められることが多く、それに伴い、基礎的・歴史的な研究の対象も合衆国にむけられているのが現状である。本研究は、合衆国的な改革路線とは異なるヨーロッパ型の改革のあり方を追及するための基礎的な研究であり、対象をフランスの教員養成改革に絞って、フランス的な解決方法の特質を明らかにすることをめざす。具体的には、下記の目標となる。

(1) 1880年代の師範学校改革の内実、ならびに教員任用制度改革の基本的特質を明らかにすること。

(2) こうして第三共和政期に構築された教員養成制度が今日のフランスで「限界」と認識されるにいたった要因解明の手がかりを得ること。

3. 研究の方法

上記目的を達成するための基礎的作業として、フランスにおける1980年代までの教員養成システムの原型が構築された第三共和政初期(1880年代)の教育改革期を対象とする。具体的な方法としては、下記のように

である。

(1) 1880年代の教育改革期に成立・公布された教員養成改革に関する法律(デクレ・アレテ等を含む)を整理し、かつ主要法案については議会におけるその成立過程を検討する。

(2) 法案成立過程において、その立案主体が、教員に期待した資質・能力の具体的内容、さらにその養成方法の具体案についてあきらかにする。

(3) 上記検討の補助手段として、当時の初等教育局長で教育学者のビュイッソンの言説を分析・検討する。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、大きく5つの領域に分けて整理することができる。その具体的内容は、およそ以下のとおりである。

(1) 先行研究の整理と検討

第三共和政教員養成に関する研究は、狭義の養成、即ち師範学校における教員の養成と、広義の養成の重要な一面である任用(任命)の二側面のいずれかに重点をおくものであることが明らかとなった。およそ以下のように分類することができた。

師範学校史については、

①師範学校(体制)にかかわる全般的な法制的整備過程を時系列的に整理・分析するもの、

②個別・具体的な師範学校の学校(変遷)史の研究、

③個別地域(地方や県単位)における教員の実態解明のなかでとりあげるもの、

④現在の教員養成改革の根本原因となった問題点をさぐるという課題意識から師範学校の歴史を一定の視角から再考しようとするもの、である。これらの研究は、それぞれ重要で注目すべき成果をあげているが、取り扱う時期・対象において限定されている点や、法制整備過程で議論の争点となった問題の析出と歴史的な位置付けができていない点など、研究の限界についても明らかにすることができた。

(2) 1879年師範学校設置法の成立過程について

第三共和政、さらに1980年代までの初等教員養成のための学校制度の基礎を築いたのが、初等師範学校の設置に関する1879年8月9日の法律である。これは、すでにギゾー法（1830年代の七月王政時期）から設置されてきた男子教員養成のための師範学校にくわえて、女子教員の養成のための師範学校設置を各県に義務づけることを目的とした法である。1878年からおよそ1年間にわたった国会での法案審議過程を整理することができた。

①法案の審議・成立過程

- ・1878年1月14日：下院に法案が提出される。提案者はポール・ベール
- ・1878年1月25日：下院において法案審議のための検討委員会が設置。委員長はポール・ベール。委員会ではバロデが活発な意見の開陳を行なう。
- ・1878年4月1日：下院で検討委員会の報告がなされる。報告者はポール・ベール。
- ・1878年6月8日：下院における法案審議。
- ・1879年3月17日：下院における2回目の審議が行なわれる。
- ・1879年3月18日：下院における第3回審議
- ・1879年3月20日：下院における継続審議
- ・1879年3月22日：法案が上院に送られる
- ・1879年3月27日：上院において検討委員会が設置される。
- ・1879年7月17日：上院で検討委員会の報告。報告者は委員のロンジャ。
- ・1879年7月29日：上院で審議が開始される。第1回の審議。
- ・1879年7月30日：上院で継続審議がなされる。
- ・1879年7月31日：上院の継続審議。
- ・1879年8月1日：上院で逐条審議の末、法案全体の可決。
- ・1879年8月9日：初等師範学校の設置に関する法律として公布される。

②法案審議過程における言説の分析

上記のような法案審議・成立過程においては、その提案者をはじめ、支持者・反対者からさまざまな報告・演説・発言がなされている。本研究では、それらについて、おもに教員に期待される資質・能力とは何かとの観点から分類・整理、分析を行なった。その結果、以下のような言説が注目された。時系列的にならべておく。

・下院における法案提出者ポール・ベールの発言から：（1879年1月に設置された下院の法案検討委員会の検討報告から）

「検討委員会において修正案は一つだけ出された。それは、各師範学校に附属学校の設置を求めるものであった。委員の一人バロデ氏がその修正案を述べたのだが、それにはわれわれ全員が賛同した。師範学校の生徒が一人の教授の指導のもとで学級経営の訓練を受けることができるような初等学校を各師範学校に付置することは、必要不可欠である。教育法（pédagogie）も他の学問と同様に、それを習得するには実際に活用することが必要であり、この場合、附属学校は『教育実験室』とも呼ぶべきものとなる。」

・1879年3月17日の下院の審議過程で、同じくポール・ベールの発言から

「現状にあつては男女の世俗教員は、三通りの方法で養成されている。まずは師範学校の養成である。男子の学校は79校、女子のものは18校である。つぎには師範講座で、およそ40講座あり、そのほとんどは修道院の経営によるものだ。第三に、正式の施設以外の私教育においても養成されている。これはあまりにも明確で、フランス内外の公教育に関心を持つ人びとみなが認めるところなので強調することもないのだが、行き当たりばったりで養成された教員と、教える知識のみならず、その教え方まで教える学校を終えた教員との間には計り知れない格差があるということである。後者の優越性は言うまでもないことで、それゆえ先の三つの養成方法のうち、師範学校と師範講座だけを比較すればよい。その結果、われわれはすべての女子教員に師範学校を卒業させる手段を講じなければならないことが理解できるのだ。・・・中略・・・われわれの師範学校では、選びぬかれた教員が完璧な教育を行ない、難しい試験を受けて入学した生徒たちを学期末と学年末の試験がさらに評価・評定するのである。」

・1879年7月17日の上院における検討委員会の報告者ロンジャの発言から

「教員の免許は、それを取得した者が一定の知識をもっていることは証明するけれども、その人物が良き女子教員に必要なあらゆる資質をそなえていることを証明することはできない。良き女子教員の資質は、特別な教養、専門的な教育によって獲得され息製される。その教育は師範講座では与えられず、それが存在するのは、師範学校だけなのである。」

これらの発言からは、本法案の立案・支持

者たちが、師範学校の教育改革すなわち教職のための専門教育の確立を目指していること、さらに、その専門的教育の実践・実習の場として附属の小学校を想定するとともに、その存在において師範学校の独自性と優越性の根拠としていることがうかがわれる。これをさらに敷衍するのが、ときの文部大臣ジュール・フェリーの、1879年7月31日の上院における発言である。

「諸君、ものを知るといことは難しいことだが、知っていることを教えるといことはさらに難しいことである。たいへん優れたバカロレア合格者（補足説明：大学入学資格試験の合格者のこと）であつてもたいへんお粗末な学校教師となってしまうことを耳にするのは、今に始まったことではない。すべてにわたって職業的な準備が必要であるといことは、学校教師という繊細な職業についてはいっそう明白なことである。だからこそ、職業に就くまえにある程度の経験、注意深く組織的な経験が必要なのだ。附属学校、実習学校は、学校教師の教育学的教育の本質的な部分となるのである。附属学校は、統計の示すところによれば、師範講座にはほとんど存在していないが、女子師範学校では当然のごとく設置されており、このことによつてこそ師範講座に対して師範学校が真の優位性を保つこととなるのである。」

(3) 1879年8月9日法の制定以降の法制整備の整理とその分析

1879年師範学校設置法の審議過程で主張された、教員の資質（職能）向上のための職業的な準備となる師範学校の教育の改善・充実は、その後一連の政令・省令によつて整備されてゆく。およそ以下のように整理できる。

①初等師範学校に関する1881年1月22日の政令

②男子師範学校における宗教教育、道徳・公民教育および教育学の授業計画に関する1881年1月22日の省令

③男子師範学校における時間割、教科内容の編成および教育課程に関する1881年8月3日の省令

8月3日の省令に附された指示には、1879年法の立案・支持者たちの発言・主張と同様の意図が盛り込まれている。

「教育学は特別な授業とならう。それは教育方法の授業とともに、附属学校での実習、および第3条に規定する演習において、今後いっそう有効なものとならう。附属学校の実習は念入りに規定された。・・・中略・・・生徒が教師と同級生を前にして自分の知っていることを説明するきわめて難しい技術

を訓練する場である演習については、それがすでにいくつかの師範学校で実施されており、そこでおさめられた立派な成果がその一斉実施を踏み切らせたのである。その成果、そして多くの場合には、師範学校生徒の将来の職業への良き準備は、この演習がどれだけ念入りに準備されるかにかかっているのである。師範学校は生徒をよく教えるけれども、授業を受け持ち展開する力量に乏しい教師を育成していると、ときおり批判される。この批判は重大である。もしこの授業のための演習と附属学校の実習が十分に注意深く実施されるならば、われわれの教師と生徒たちは、今後はこうした批判にさらされることはなくなるであろう。」

こうした意図にもとづく法制的準備はさらに、1886年の初等教育組織法とその慣例省令、とくに1887年1月18日の省令によつていっそう強化され、1905年の政令によつてひとつの完成をみることとなる。

(4) 任用（任命）制度の改革について

①1886年初等教育組織法の成立過程・審議内容の分析

任用（任命）制度の改革については、1881年6月16日の法律（いわゆるジュール・フェリー法）から始まる。この法律が教員免許として「初等教育資格証書」を規定した。任用制度を確定したのが、1886年の初等教育組織法（通称：ゴブレ法）であった。この法律が教員任用のための試補教員制度を導入したこと、その意図がどこにあったか、やはり法案審議の過程から分析した。導入の意図を明確に述べた発言として、以下の二つが注目される。

・1882年6月22日の下院でのポール・ベールの発言から

「われわれの提案する制度では、若い教員は最低2年間、試補教員として勤め始めることとなる。その期間、その者は調べられ、試されるわけであり、それゆえ、今日のように適性と使命感が明確に確立されていないような者に正式な任命をしてしまい、公教育に大損害を与える危険はなくなると言えるのである。この期間を通過すれば、試補教員は正教員として任命されることとなり、そのときにはわれわれが法案に盛り込む重要な保障を享受することができるようになるのである。」

・1886年2月13日の上院における当時の文部大臣ゴブレの発言から

「正教員としてあらゆる保障が享受される

ことを許可する前に、まずはその人物を調べ、その道徳性、その性格、すなわちその人物が教職を務めるのに必要な資質を有するか否かを確認する必要があると、われわれは考えたのである。それは外国の法制から借用した革新である。諸外国では実際、教員を正教員として任命する前に、たとえ補助教員としてでさえ、試補教員として、あるいはそれと同等の者として、その人物の確認をしている。これこそ、われわれがわれわれの法制に導入しようと望んだことなのである。」

②1886年初等教育組織法以降の法制的整備について

1886年初等教育組織法以降、任命制度の改革に関する法制的な準備が進められる。具体的には、1887年1月18日の政令によって、正教員の任命は大学区の視学官による推薦を受け、最終的には県知事が任命するという二段階の仕組みが採用される。その間、こうした任用制度において、師範学校卒業生の優位性が担保されることとなった点が注目される。すなわち、師範学校在籍期間を試補期間に読み替えることで、事実上、師範学校卒業生を優先的に正教員に任用することとなったのである。この方向性をさらに強化したのが、1905年8月4日の政令である。それは、「師範学校3年間の学習の後、師範学校を修了する生徒は、その所有する資格に応じて、県に空席のある公立学校教員に第一に任用される権利を有するものとする」と定めたのである。

(5) 成果のまとめと展望

本研究では、第三共和政 1880年代の初等教員養成改革は、師範学校における教育の改革 — それは、附属学校での教育実習さらに本校での演習等の充実が図られた — と、公立学校教員の任用（任命）制度の改革 — それは、試補教員制度の導入として実施された — とが、ともに立案・推進主体のなかでは、教員の職能 — 具体的には「教える」ということ、授業展開の力量ととらえられた — の向上を目指そうとする意図にもとづくものであったこと、さらにその二つの改革はともに密接に連携して考案されていたことを明らかにできた。第三共和政が普仏戦争敗北後の国民的統合の課題意識のもとに成立した政体であったという背景を考え合わせると、第三共和政初期の初等教員養成改革は、その立案・推進主体においては、教員の職能とくに「教える」という力量向上のための条件整備を図るものであったと同時に、そのことをとおして国民統合の強力な手段とすることが意図されていたところに、基本的な特

質をみることができる。しかしながら、その意図ないし課題意識のなかからは、義務教育段階の教員養成改の改革を、専門的な学校による準備段階としての要請教育の改革と、教員として採用するための任用（任命）制度の改革とを密接にリンクさせ一定の計画養成のかたちで推進しようとしていたことも読み取る必要がある。こうした改革によって成立し、その後の基盤を形成した教員養成システムが、その後の100年間で、どのように破綻をきたすのか、その要因の分析が、今後の課題である。

なお、本研究の研究期間内には、上記の概略に示した研究成果を論文等のかたちで公表するまでには至らなかった。これについては、研究期間を超えて、今後もさらに取り組みたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

尾上 雅信 (ONOUE MASANOBU)

岡山大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号：40177275

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

()

研究者番号：

()

研究者番号：

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：